

村上市森林整備等推進事業補助金

市内の森林整備等の推進・林業の振興を目的に補助金を交付します！

1 補助事業区分

- ① 再造林促進・・・伐採跡地や荒廃林の整備のための地拵え、特殊地拵え、再造林
- ② 里山林整備等・・・里山林の荒廃を防ぐための除伐・雑草木の刈払いや、里山林の整備・活用
- ③ 林業専用道・森林作業道補修資材・・・森林整備を目的とする林業専用道・森林作業道の維持・修繕・改良
- ④ 林家・林業技術者育成・・・森林施業に必要な資格・免許取得のための研修会等への参加や主催
- ⑤ 高性能林業機械等購入・・・高性能林業機械等の購入
- ⑥ 高性能林業機械等レンタル・・・高性能林業機械等のレンタル



2 交付対象者等

① 再造林促進

交付対象者	森林組合、生産森林組合、林業事業者、森林所有者
補助対象経費	特殊地拵えの経費又は伐採後に行う地拵えから植栽までの経費
補助金の額	特殊地拵えのみで1haあたり30万円、地拵えから植栽までの施業で1haあたり100万円

② 里山林整備等

交付対象者	森林組合、生産森林組合、林業事業者、自治会、建設業者、農業法人、非営利活動法人
補助対象経費	除伐、雑草木の刈払い経費又は里山林の整備・活用に対する経費
補助金の額	・ 除伐及び雑草木の刈払いは、県が定めた民有林造林事業標準単価に準ずる。 ・ 里山林の整備・活用は活動に要した経費の総額の2分の1を上限とし、1事業最大10万円

③ 林業専用道・森林作業道補修資材

交付対象者	市内の林業専用道・森林作業道の管理者
補助対象経費	補修資材の購入に係る経費
補助金の額	補修資材の購入単価（消費税及び地方消費税を除く）に使用量を乗じて得た額の総額の10分の10とし、1事業最大20万円

④ 林家・林業技術者育成

交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する森林組合や林業事業者等 ・市内に住民登録があり山林等を所有している林家 ・林業経営への参入を目指す市内事業者等
補助対象経費	森林施業に必要な資格・免許取得のための研修会等への参加や主催に係る経費
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・資格・免許取得は、林家は10分の10とし、市内林業事業者・新規参入を目指す事業者は2分の1を上限 ・研修会の参加は2分の1を上限とし、外部からの参加可能な研修会の主催は10分の10

⑤ 高性能林業機械等購入

交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する森林組合や林業事業者等 ・林業経営への参入を目指す市内事業者等
補助対象経費	高性能林業機械等の購入（中古品は対象外） ※高性能林業機械等とは、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、林業グラップル、資材運搬用ドローン等をいう。
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・新規購入の場合は、補助対象経費の3分の1以内とし、年間の上限額は1,000万円 ・更新購入する場合は、補助対象経費の4分の1以内とし、年間の上限額は500万円

⑥ 高性能林業機械等レンタル

交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・既存林業事業者（認定事業者ではない市内に事業所を有する森林組合又は林業事業者等） ・新規林業事業者
補助対象経費	高性能林業機械等のレンタル（レンタルに係る管理料、補償料及び回送費は対象外）
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・既存林業事業者は、補助対象経費の5分の1以内とし、年間の上限額は50万円。 ・新規林業事業者は、補助対象経費の2分の1以内とし、年間の上限額は100万円。

※補助金の記載内容は、省略して記載している部分もありますので、詳しくは要綱をご確認ください。

※国、県その他の公的機関類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除きます。

■事業の申請・問い合わせ先

村上市役所 農林水産課 林業水産振興室 TEL0254(53)3368

補助金申請・実績報告の様式はホームページからダウンロードできます。